

○鹿児島大学病院研修生受入規則

平成18年12月22日

医歯病規則第18号

(趣旨)

第1条 鹿児島大学病院(以下「病院」という。)において、次に掲げる免許を有する者又は当該免許保有者を有する機関の長(以下「免許保有者等」という。)から、当該免許に係る技能向上又は資格取得を目的とする研修の申請があった場合の受入手続等は、この規則の定めるところによる。

- (1) 薬剤師
- (2) 保健師
- (3) 助産師
- (4) 看護師
- (5) 診療放射線(エックス線)技師
- (6) 臨床検査(衛生検査)技師
- (7) 理学療法士
- (8) 作業療法士
- (9) 視能訓練士
- (10) 栄養士及び管理栄養士
- (11) 歯科技工士
- (12) 歯科衛生士
- (13) あん摩マッサージ指圧師
- (14) はり師
- (15) きゅう師
- (16) 柔道整復師
- (17) 臨床工学士
- (18) 義肢装具士
- (19) 救急救命士
- (20) 言語聴覚士
- (21) 臨床心理士

(申請)

第2条 免許保有者等が、研修を受けようとするときは、病院研修生受入申請書(別記様式第1—1号又は第1—2号)に誓約書(別記様式第2—1号又は第2—2号)を添え、病院長に申請するものとする。

2 研修の期間は、6月以内とし、研修を許可する日の属する会計年度を超えないものとする。

(許可)

第3条 病院長は、前条の規定による申請があったときは、病院の業務に支障がない場合に限って、研修を許可することができる。

2 病院長は前項により許可したときは、病院研修生受入許可書(別記様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(研修料の納入及び返還)

第4条 免許保有者等は、研修料として前条第2項の規定により研修を許可された者(以下「病院研修生」という。)1名につき、別表に定める研修料を納入しなければならない。ただし、病院研修生等から、規定する研修料より高額の出金があるときは、当該出金の金額をもって研修料の額とすることができる。

2 研修料は、研修の期間に応じ、その全額を病院研修生の受入れを許可するときに徴収するものとする。

3 既納の研修料は、第7条に定める辞退の願出があった場合に、次の各号のいずれかにより返還する。ただし、本院の責等に帰すべき事由により研修を実施できなかった場合は、研修料の全額を返還する。

(1) 薬剤師にあっては辞退する日の翌月以降の期間の研修料相当額、救急救命士にあっては辞退する日までの症例数分を差し引いた研修料相当額、薬剤師及び救急救命士以外にあっては辞退する日の翌日以降の期間の研修料相当額から、振込手数料、事務手数料(1,000円)及び準備した教材等の実費を控除した額を返還する。栄養サポートチーム専門療法士研修については、次号に該当する場合を除き、研修料は返還しない。

(2) 研修全期間について辞退する場合は、徴収した額から、振込手数料、事務手数料(1,000円)及び準備した教材等の実費を控除した額を返還する。

(研修方法等)

第5条 病院研修生は、病院長の指示に基づき研修を行うものとする。

2 病院研修生は、鹿児島大学が定める諸規則を遵守しなければならない。

(損害賠償等)

第6条 病院研修生が、本人の故意又は過失により、医療過誤を生じさせた場合、又は施設・設備等を損傷させた場合は、損害賠償等の責任を負うものとする。

(実習の辞退)

第7条 免許保有者等は、研修を辞退しようとするときは、病院研修生辞退願(別記様式第4—1号又は第4—2号)により、辞退する日の前日までに病院長に願出しなければならない。

2 辞退する日以降に願出があった場合は、辞退願を受理した日を辞退する日とみなす。

(許可の取消し)

第8条 病院研修生が、第5条若しくは第6条の規定に違反し、又は病院研修生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は当該研修生の研修を停止させ、又は第3条第2項の許可を取り消すことができる。

(事務)

第9条 病院研修生の受入れに関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、病院研修生に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行にかかわらず、平成19年3月31日までに受け入れる病院研修生に係る研修料の額は、第4条の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則

この規則は、平成22年1月15日から施行し、平成21年4月24日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行にかかわらず、平成22年3月31日までに受け入れる病院研修生に係る研修料の額は、第4条の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則

この規則は、平成22年7月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年3月10日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

別表(第4条関係)

研修生受入職種		研修料(消費税を含む。)
薬剤師	栄養サポートチーム専門療法師研修	1研修につき 31,428円
	地域薬学ケア専門薬剤師認定	1月につき 5,500円

	の要件に係る連携研修	
	上記以外の研修の場合	1 月につき 10,476円
理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士	栄養サポートチーム専門療法士研修	1 研修につき 31,428円
	上記以外の研修の場合	1 日につき 2,619円
救急救命士(気管挿管を伴う場合)		1 症例につき 5,238円
看護師、臨床検査技師、管理栄養士及び歯科衛生士	栄養サポートチーム専門療法士研修	1 研修につき 31,428円
上記以外		1 日につき 1,100円